

R07 阿見町温水プール基本設計業務公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

阿見町（以下「本町」という。）は、学校プールの集約を図るとともに町民の健康増進に寄与し、町民の多様なニーズに対応するため、温水プールを整備する。

整備の検討にあたり、本町は阿見町温水プール基本構想（以下「基本構想」という。）及び阿見町温水プール基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、様々な課題が整理された。設計段階の課題としては、特に、環境性能の確保と建築コスト抑制の両立、整備に係る財源の確保、限られた面積の中で満足度を高める施設設計の工夫、工期短縮が挙げられた。

そのような背景から、本業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2. 業務概要

(ア)業務名称	R07 阿見町温水プール基本設計業務
(イ)業務内容	「R07 阿見町温水プール基本設計業務 特記仕様書」のとおり
(ウ)業務場所	阿見町中央一丁目 2 番
(エ)業務期間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(オ)施行予定額（予算額）	25,564,000 円(税込み)
(カ)支払方法	阿見町契約規則(平成 12 年規則第 1 号)に従う (業務完了後支払い)

3. 参加資格

参加資格は次の項目をすべて満たす業者からの公募とする。

- (ア)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (イ)対象業務における阿見町での競争入札参加資格を有していること。
- (ウ)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (エ)阿見町建設工事等請負業者指名停止等措置要領及び阿見町物品調達等業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (オ)国税、都道府県税又は市区町村税を滞納していない者。
- (カ)役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には役員(役員として登記又

は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、阿見町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 19 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団関係者」という。)でない者及び役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。また、阿見町建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

(キ)本事業に係る基本構想検討調査業務及び基本計画検討調査業務に関与した者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面で関連がある者ではないこと。なお、「資本面で関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上を保有し、または出資している者をいい、「人事面で関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係る基本構想検討調査業務及び基本計画検討調査業務に関与した者は、以下のとおりである。

・株式会社 建設技術研究所

(ク)提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4. 参加表明書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により応募すること。なお、参加希望者多数の場合、提出書類に基づく第一次選考を実施することがある。

(ア)提出期限 令和 7 年 6 月 13 日(金曜日) 午後 3 時必着とする

(イ)提出方法 (エ)に規定する提出書類を PDF 化し、これらを添付した電子メールによる(持参等その他の方法は受け付けない)

(ウ)提出先 阿見町 町長公室 政策企画課
電子メール: seisakukikakuka@town.ami.lg.jp

(エ)提出するもの

- ① 参加表明書(様式第 1 号)
- ② 類似業務実績報告書(様式第 2 号)
- ③ 管理者及び主担当者等経歴書(様式第 3 号)

(オ) 選考結果の通知 令和 7 年 7 月 4 日(金曜日)までに郵送(又は電子メール)により通知する。

5. 質疑の受付と回答

参加表明書類を提出した者のうち、本実施要項に関して不明な点がある場合には、次により質問書(様式第 4 号)を提出することができる。

(ア)提出物 質問書(様式第 4 号)

(イ)提出期限 令和 7 年 6 月 13 日(金曜日) 午後 3 時必着とする

(ウ)提出方法 PDF 化し、これを添付した電子メールによる
(その他の方法は受け付けない)

(エ)提出先 阿見町 町長公室 政策企画課
電子メール: seisakukikakuka@town.ami.lg.jp

- (オ)回答方法 参加者より質問があった場合、すべての事項を取りまとめの上、回答書を電子メールにて参加表明者全員に送信する
(回答は 6 月 18 日(水曜日)を予定)

6. 技術提案書及び見積書の提出

選考通過者は、次により技術提案書を提出すること。

- (ア)提出物 様式第 11 号、基本設計業務見積書、実施設計業務参考見積書、監理業務参考見積書(見積書の様式は任意)
- (イ)提出期限 令和 7 年 6 月 27 日(金曜日)午後 3 時必着とする
- (ウ)提出方法 PDF 化し、これを添付した電子メールによる
(その他の方法は受け付けない)
- (エ)提出先 阿見町 町長公室 政策企画課
電子メール：seisakukikakuka@town.ami.lg.jp
- (オ)記載事項 阿見町温水プール公募型プロポーザル技術提案書作成要領の通り

7. プレゼンテーションの実施

技術提案書の内容について、次によりプレゼンテーションを実施する。

- (ア)日 時 令和 7 年 7 月 10 日(木曜日) 時間は追って連絡
- (イ)場 所 阿見町役場内会議室予定 詳細は追って連絡
- (ウ)内 容 提出した技術提案書の内容説明(20 分以内)
質疑応答
- (エ)出席者 説明者は 3 名以内
ただし、本業務にて予定される管理者及び主担当者を含むこと
- (オ)使用機器等 パソコン、プロジェクター、その他を持参し、使用することができる
(本町では電源及びスクリーン以外の用意はしない)
- (カ)配布資料 提出のあった技術提案書を本町でカラー印刷し、委員に配布する
(その他の資料を配布することは一切認めない)
- (キ)失 格 欠席または遅刻した者は失格とする
- (ク)その他 準備にあてることのできる時間は、5 分程度とする

8. 選考方法

(ア)第一次選考

本町が求める経験と技術力が不足する事業者を見極めるとともに、さらにはプレゼンテーション実施上の制約に照らし、次の項目を比較評価し、概ね 4 者以内となるよう選考し、様式第 5 号及び様式第 6 号により通知する。

- ① 参加資格要件を満たし、技術提案書の不備が無いこと
- ② 類似業務の実績

③ 基本計画との整合性

(イ)第二次選考

経験と技術力に基づいた本業務に対する企画・提案をもとに、特に組織力、体制、及び担当者の力量を測るため、次の方法により選考する。

- ① 審査は、本町が別に定める審査委員により行う。
- ② 評価は事前に本町が定める審査項目と配点に基づき、各審査員の点数を合計したものとする。

9. 結果の通知

- | | | |
|-----|-------|--|
| (ア) | 通知予定日 | 令和7年7月14日(月曜日) |
| (イ) | 通知の方法 | 電子メールとともに、文書をもって参加者全員に結果を様式第7号～様式第9号により通知する。 |
| (ウ) | 通知の内容 | 最も評価の高い参加者を第一優先候補者とし、次点を第二優先候補者として通知する(順位のみ参加者全員に通知する) |
| (エ) | その他 | 第一優先候補者及び第二優先候補者のいずれとも何らかの事由により契約に至らない場合、得点の高い参加者の順により、契約に向けた協議を行う |

10. 辞退

- | | |
|-----|--|
| (ア) | 参加者の都合により辞退する場合には、辞退届(様式第10号)に必要事項を記載し、記名押印の上、持参または郵送すること。 |
| (イ) | 辞退をした場合であっても、その後辞退したことによる不利益は一切生じない。 |

11. 失格等

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| (ア) | 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、応募を無効とする。 |
| (イ) | 提出書類が本要項に定める条件に適合しない場合は、失格とする。 |
| (ウ) | 契約に至るまでの間、本町が不適格と認める事由が発生した場合は、失格とする。 |

12. 契約の締結

- | | |
|-----|---|
| (ア) | 優先候補者を契約予定者として、契約締結に向けた協議を行う。 |
| (イ) | 契約予定者から提示された企画提案内容等を基本として、阿見町契約規則(平成12年規則第1号)に基づき随意契約を行う。 |
| (ウ) | 契約予定日は、令和7年8月上旬を予定する。 |

13. 留意事項

- | | |
|-----|-----------------------------------|
| (ア) | 本町が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用するこ |
|-----|-----------------------------------|

を禁ずる。

- (イ) 本プロポーザルへの参加費用、その他費用については、すべて参加者の負担とする。
- (ウ) 企画提案書等の提出後、これに係る一切の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りであって、その修正を町が認めた場合、または、本プロポーザルの公正な実施に支障の恐れがある場合等で本町からの指示があったものについては、この限りではない。
- (エ) 提出書類等は返却しない。
- (オ) 提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザル選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (カ) 提出書類等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合には、阿見町情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日条例第 41 号）に基づき公開することがある。
- (キ) 選考結果及びその審議の内容に関し、参加者からの照会は一切応じない。
- (ク) 本プロポーザルの契約締結に至るまでのスケジュールは、概ね参考資料のとおりとする。
- (ケ) 実施設計業務及び監理業務の発注方法は未定である。

1 4. 担当窓口(提出先及び連絡先)

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

阿見町 町長公室 政策企画課

電話：029-888-1111(内 736) FAX：029-887-9560

電子メール：seisakukikakuka@town.ami.lg.jp

R07 阿見町温水プール基本設計業務公募型プロポーザル スケジュール（予定）

日程	内容	備考
5 月 30 日(金)	公表	
6 月 13 日(金)午後 3 時	参加表明書〆切	様式第 1 号～第 3 号
6 月 13 日(金)午後 3 時	技術提案書質問〆切	様式第 4 号 メール提出
6 月 18 日(水)	技術提案書質問回答	
6 月 27 日(金)	技術提案書〆切	様式第 11 号及び見積書(基本設計、実施設計、監理。様式は任意。)メール提出
7 月 4 日(金)	第一次審査発表	書類審査
7 月 10 日(木)	第二次審査実施	プレゼンテーション
7 月 14 日(月)	最終結果発表	
7 月下旬	仕様及び見積に関する協議	
8 月上旬予定	契約の締結、業務の開始	